

日本地域看護学会誌 投稿規程

1. 本誌への投稿に当たり、筆頭著者は本学会員（賛助会員を除く）とする。筆頭著者以外は本学会員である必要はないが、非会員を共著者に含む論文は、採択後に掲載料を支払う必要がある。

2. 投稿原稿の内容 投稿原稿は、その内容が過去に他誌に掲載、あるいは現在も掲載が予定されていないものに限る。

3. 投稿原稿の種類

原著 (Original Article)

地域看護上の新たな知見を科学的に提示しており、学術や社会にとって意義の高い論文

総説 (Review Article)

地域看護に関する研究・調査論文の知見の総括および系統的かつ総合的な解説

地域看護活動報告 (Community Health Nursing Report)

地域看護活動に関する活動方法の改良や発展に対して有用な知見を提起する報告

資料 (Information)

地域看護上有用な実態や課題を提示する資料

その他 (Letter)

巻頭言、掲載論文に対する意見、地域看護に関する提言、海外事情、関連学術集会の報告等（執筆要領等は別に定める）

4. 倫理的配慮

投稿原稿は、研究着手、研究計画、研究実施、研究成果公開のすべての過程において倫理的な配慮がなされていることとする。

5. 著者資格 (Authorship)

著者とは、投稿原稿に重要な知的貢献をした者とし、研究の着想、デザイン、データの入手、分析、解釈に重要な貢献をしていることに加え、投稿原稿の作成に関与し、内容について責任を負い、研究への十分な参加をしていることとする。

6. 利益相反

研究の遂行や論文作成における利益相反の有無を記載する。

利益相反：外部との経済的利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断を損なわれる、または損なわれているのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態（厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針、平成20年3月）

7. 謝 辞

研究助成を受けた場合には助成機関名等、科研費の場合は課題番号を記載する。また、著者資格にあてはまらない貢献者についても謝辞に記載する。

8. 投稿手続

1) 投稿は電子投稿とする。学会HPより電子投稿システム画

面にアクセスし、投稿手順に沿ってPDFファイルに変換した原稿をアップロードする。

2) 著者名、所属先名、連絡先、倫理審査機関名および承認を受けた年月日、著者資格、利益相反の有無および説明、謝辞等については、投稿時にアップロードする原稿ファイル中には記載せず、電子投稿システムの画面上に入力する。

3) 投稿原稿と関連する内容の原稿を他の雑誌に投稿している場合や、すでに出版している場合には、当該原稿の複写とともにその旨を郵送またはE-mailにて編集委員会に連絡する。

9. 受付および採否

1) 投稿原稿は随時受け付けるが、1月20日、5月20日、9月20日で締め切り、審査を行う。

2) 投稿原稿の採否については、編集委員会が審議のうえ決定し、著者に通知する。

3) 編集委員会から審査結果を送付後、3か月以上経過してから再投稿されたものは、新規投稿として取り扱う。

10. 執筆要領

1) 投稿原稿は、日本語または英文とする。

2) 投稿原稿は、投稿原稿作成フォーマット (Word) を用いて作成する (A4判用紙、横書き、40字×25行=1,000字/1枚)。数字および英字は原則として半角とする。英文による投稿原稿は、A4判用紙で、ダブルスペースとし、1頁あたり400語程度とする。英文は、nativeによる英文校閲を受け、投稿時にはその証明となる書類をPDFで添付する。

3) 投稿原稿には表題、英文表題、希望する原稿の種類、本文の枚数、図・表・写真の数を記載した表紙を付す。

4) 投稿原稿 (日本語、英文) には600字以内の和文抄録、6語以内のキーワード、nativeによる英文校閲を受けた250 words以内の英文抄録、6 words以内のKey wordsを付す。ただし、地域看護活動報告、資料については英文抄録を省略することができる。なお、抄録の構成は、原則として、目的・方法・結果・考察とする。

5) 日本語の場合、投稿原稿1編の枚数および文字数は、本文、文献、図・表・写真を含めて以下のとおりとする (表紙、抄録、キーワードは文字数に含まない)。

原 著：15枚 (15,000字) 以内

総 説：15枚 (15,000字) 以内

地域看護活動報告：13枚 (13,000字) 以内

資 料：13枚 (13,000字) 以内

なお、図・表・写真は大きさにより、A4判用紙1枚大のもの

は2,000字、2分の1枚のものは1,000字、3分の1枚のものは700字換算とする。

- 6) 英文の場合、投稿原稿1編のWords数は、本文、文献、図・表・写真を含めて以下のとおりとする（表紙、抄録、キーワードは文字数に含まない）。

Original Article : 5,000語以内

Review Article : 5,000語以内

Community Health Nursing Report : 4,500語以内

Information : 4,500語以内

- 7) 本文の構成は、原則として以下のとおりとする。

I. 緒言 : 研究の背景・目的

II. 研究方法 : 調査・実験・解析に関する手法の記述および、資料・材料の集め方・倫理的配慮

III. 研究結果 : 研究等の結果

IV. 考察 : 結果の考察・評価

V. 結語 : 結論（省略可）

- 8) 本文には、行番号と頁番号を付す。

- 9) 文献は本文の引用箇所の肩に①・②などの番号で示し、本文の末尾に一括して引用番号順に記載する。文献の著者が3人までは全員、4人以上の場合は3人までを挙げ、4人目以降は略して「他」または「et al.」とする。同一文献を繰り返し引用する場合には再掲とせず、初出の際に付した文献番号を使用する。英文文献のタイトルは文頭のみ大文字とし、あとは小文字とする。

(例)

①雑誌の場合

著者名 : 表題. 雑誌名, 巻(号) : 頁-頁, 発行年(西暦).

- 1) 大野美賀子・西嶋真理子・矢野知恵他 : 1歳6か月児をもつ母親への支援に向けた社会的健康度尺度の開発. 日本地域看護学会誌, 13(1) : 44-51, 2010.

- 2) Sperling RL : Frequently asked questions about OASIS ; Answers from a rural agency participant. Home Healthcare Nurse, 15(5) : 340-342, 1997.

②単行本の場合

著者名 : 表題. 編著者名, 書名, 頁-頁, 発行所, 発行地, 発行年(西暦).

- 1) 金川克子 : 地域看護学の理論的基盤. 金川克子・村嶋幸代・麻原きよみ他, 地域看護学 ; 実践の理論化をめざして, 13-18, 日本看護協会出版会, 東京, 1997.

③電子情報の場合 著者名 : タイトル. URL (検索年月日).

- 1) 厚生労働省健康局長 : 受動喫煙防止対策について.

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/tsuchi/>

search1.html (2012年5月14日).

④英文で日本語文献を引用する場合 著者名 : ローマ字表記の表題 [英訳]. 雑誌名, 巻(号) : 頁-頁, 発行年(西暦).

- 1) Iketani M, Kageyama M : Seishin syogai okakaenagara ikuji okeizoku shiteiru oya no keiken [Experience of parents with mental disorders raising children] Journal of Japan Academy of Community Health Nursing, 23(3) : 13-22, 2020.

- 10) 図・表および写真は、原則としてそのまま掲載できる明瞭なものとする。なお、図・表については9ポイントで作成する。また、図1、表1、写真1などの番号を付し、本文とは別に1点につき1枚ずつに分け、本文の右欄外に希望挿入位置を指定する。

- 11) 特殊な、あるいは特定分野でのみ用いられている単位、符号、略語ならびに表現には、必ず簡単な説明を加える。

11. 著作権および電子化による公開・配布

- 1) 掲載論文の著作権は本学会に帰属する。
2) 本学会は、掲載原稿等を学会および委託機関において電子化のうえ、公開・配布する権利を有する。

12. 費用

- 1) 掲載料については、筆頭著者およびすべての共著者が本学会会員の場合は無料とする。筆頭著者以外の共著者に非会員が含まれる場合は掲載料の支払いが必要である。掲載料は非会員の人数×5,000円とする。なお、掲載料はいかなる場合も返金しない。掲載決定の通知から1週間以内に、郵便振替口座もしくは銀行口座に振り込む。なお、領収書の発行は、振込明細書をもって代えることとする。

口座名 : 日本地域看護学会

郵便振替口座 : 00850-2-114229

銀行口座 : ゆうちょ銀行 ○八九店

当座 0114229

- 2) 別刷代は著者負担とする。
3) 掲載論文が制限頁数を超過する場合には、別に定める超過頁の印刷費用を著者から徴収することがある。
4) 編集委員会の判断で英文の校閲をnativeに依頼したときは、校閲にかかる費用を著者から徴収することがある。

(附則) 本規程は、令和6年9月21日より施行する